令和９年度採用山梨県暫定再任用県費負担教職員選考等実施要領

山梨県教育委員会

１　趣　旨

この実施要領は、山梨県暫定再任用県費負担教職員選考実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和９年度に採用する暫定再任用教職員の任期の更新及び選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　暫定再任用対象者

ア　令和８年度末において、定年退職する者

イ　令和８年度末において、６４歳以下の暫定再任用者（任期更新）

ウ　令和８年度末において、６４歳以下の者かつ令和６年度以前に定年退職した者

エ　令和８年度末において、６４歳以下の者かつ令和７年度以前に退職した者のうち、２５年以上勤続して退職したものであって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者(令和８年度末において定年年齢に達している者に限る)

３　任用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

ただし、勤務実績が良好である場合、本人の同意を得て１年ごとの任期の更新が可能であり、その期間は、満６５歳に達する日以後における最初の３月３１日までの間とする。

４　暫定再任用職員を充てる職

<table>
<tr><th>退職時の職</th><th>暫定再任用の職</th><th>勤務形態</th><th>配置所属</th><th>人数</th></tr>
<tr><td>校　　長
副 校 長
教　　頭
主幹教諭
教　　諭</td><td>教　諭</td><td>常 時 勤 務

短時間勤務</td><td rowspan="5">公　　立
小中学校等</td><td rowspan="6">各職で
定める</td></tr>
<tr><td>養護教諭</td><td>養護教諭</td><td rowspan="4">常 時 勤 務

短時間勤務</td></tr>
<tr><td>栄養教諭</td><td>栄養教諭</td></tr>
<tr><td>学校栄養</td><td>主任学校栄養職員</td></tr>
<tr><td>学校事務</td><td>事務主任</td></tr>
<tr><td>校　　長
副 校 長
教　　頭
主幹教諭
教　　諭
学校事務</td><td>行政職</td><td>常 時 勤 務

短時間勤務</td><td>委員会事務局
知 事 部 局</td></tr>
</table>

５　採用

採用は、新規、更新ともに面接・書類による選考とする。

※　勤務形態（常時勤務、短時間勤務）について、希望どおりにならない場合がある。

※　勤務校は現在の勤務校とは限らない。勤務校への配置は一般の教職員と同様に行う。

※　暫定再任用対象者ウ・エについては、暫定再任用の職、採用教科により採用しない場合がある。

※　当該暫定再任用希望教職員の意向に合わず辞退した場合は、採用できない。採用されなかった者の氏名、応募の事実については一切公表しない。

６　勤務形態

（１）常時勤務　　週５日　３８時間４５分勤務

（２）短時間勤務　【教育職】週１９時間３５分勤務

（小学校等）　１日３時間５５分×週５日

（中学校等）　週の授業時数等を考慮のうえ、学校長が定める。

（養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・学校事務）
学校の状況、週の勤務時数等を考慮のうえ、学校長が定める。
【行政職】週５日３０時間または週４日３１時間

7　募集期間　　令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２７日（金）までとする。

8　申込手続き
（1）提出書類
①暫定再任用希望者・ア
ⅰ）暫定再任用希望申請書（要綱第１号様式）
ⅱ）暫定再任用選考推薦書・校長意見書（要綱第２号様式）
②暫定再任用希望者・イ
ⅰ）暫定再任用の任期更新についての同意書（要綱第３号様式）
ⅱ）暫定再任用の任期更新推薦書・校長意見書（要綱第４号様式）
③暫定再任用希望者・ウ及びエ
ⅰ）暫定再任用希望申請書（要綱第１号様式）
ⅱ）評価書(写)
＊退職校に在職最終年度の人事評価制度による評価書（写）の発行（厳封）を依頼する。
（2）書類の提出先・提出方法
①　提 出 先　　山梨県教育庁義務教育課（〒400－8504　甲府市丸の内1－6－1）
②　提出方法　　校長及び市町村（組合）教育委員会を通じて提出する。教育委員会は義務教育課に郵送する。ただし、暫定再任用希望者ウ及びエにあっては、教育委員会を通さず、直接、義務教育課に持参または郵送すること。

9　辞退手続
（1）提出書類　辞退届（別紙第5号様式）
（2）書類の提出先・提出方法
①　提 出 先　　山梨県教育庁義務教育課（〒400－8504　甲府市丸の内1－6－1）
②　提出方法　　校長及び市町村（組合）教育委員会を通じて提出する。教育委員会は義務教育課に郵送する。ただし、暫定再任用希望者ウ及びエにあっては、教育委員会を通さず、直接、義務教育課に持参または郵送すること。

１０　選考
（1）暫定再任用希望者ア及びイに対する面接は、地区担当管理主事が行う。
（2）暫定再任用希望者ウ及びエ対する面接は、地区担当または担当管理主事が行う。
（3）暫定再任用を希望する教職員の選考は、教職員としての勤務成績等を基に、当該再任用職に対する意欲、能力等を総合的に判断し行う。

１１　選考結果の通知
（1）暫定再任用希望者ア及びイ　･･･　市町村（組合）教育委員会及び勤務する学校の校長を通じ通知する。
（2）暫定再任用希望者ウ及びエ　･･･　直接、本人に通知する。
※令和８年３月上旬の通知を予定

（参考）　暫定再任用職員の適用給料表、級及び給料月額（令和８年４月１日現在）

暫定再任用の職	適用する給料表及び級	給料月額
教諭・養護教諭・栄養教諭	教育職給料表（二）２級	２８６，５１４円
主任学校栄養職員	医療職給料表（二）３級	２５７，９４３円
事務主任・行政職	行政職給料表　　３級	２７０，１７３円

※　給料月額は、常時勤務（週３８時間４５分勤務）の場合である。短時間勤務の場合は、上記の給料月額に勤務時間に応じた割合を乗じた額とする。また、制度改正により、給料月額が変動する場合がある。